

目次

I. 趣旨	1
1. 応能負担原則	1
2. 納税者の権利利益の擁護	2
II 当連盟が最も重要と考える要望事項	3
1. 納税者権利憲章の制定【継続】	3
2. 国税通則法の目的の追加【継続】	3
III. 最近の税制改正の動向に関する要望事項	4
1. 消費税率の5%程度への引下げ【一部修正】	4
2. 消費税率の単一税率化【継続】	5
3. 適格請求書等保存方式（インボイス方式）の廃止【一部修正】	5
4. マイナンバー（社会保障・税番号制度）を見直すこと【継続】	6
5. マイナポータルの設置及び表示情報の範囲は任意とすべき【継続】	7
6. デジタル改革関連法は見直すべきである【継続】	7
7. 電子帳簿保存法の電磁的記録保存を強制すべきではない【継続】	7
IV. 貴会の意見書に記載されていない事項で当連盟が特に重要と考える要望項目	8
【国税通則法・納税環境整備】	8
1. 反面調査の原則禁止【一部修正】	8
2. 事前通知の調査開始日時と場所の変更は納税者等と事前に調整の上決定すること【継続】	8
3. 事前通知項目の「調査を開始する日時」を「調査日程」に改め、かつ調査理由を追加すること【継続】	9
4. 事前通知を行う期限を法定化すること【継続】	9
5. 帳簿その他の物件（その写しを含む。）の提出、留置きの規定の削除【継続】	9
6. 質問検査権の手続等の法定化【継続】	10
7. 修正申告の勧奨の禁止【継続】	10
8. 租税救済制度の整備【継続】	10
9. 源泉徴収義務者への納税告知処分に対する不服申立てができる者に受給者を追加すること【継続】	13
10. 審査請求における「争点の確認表」と「審理の状況・予定表」の作成の法定化【継続】	13
11. 後発事由による更正の請求期間の延長【継続】	14
12. 税務書類の個人番号記載は任意とすること【継続】	14
13. 意見公募手続（パブリック・コメント）の対象を拡大すること【継続】	14
V. その他各税目に関する要望事項	15
【所得税】	15
1. 基礎控除額の増額【一部修正】	15
2. 配偶者控除額の増額、配偶者特別控除の廃止と移転的基礎控除の創設【継続】	15
3. 扶養控除の増額と適用対象の見直し【一部修正】	15

4. 基礎的人的控除の所得制限を撤廃すること【継続】	16
5. 寡婦控除の適用範囲の見直し【継続】	16
6. 年末調整制度を選択制とすること【継続】	16
7. 給与所得控除における実額経費控除を創設し、給与所得控除との選択制とすること【一部修正】	17
8. 不動産所得に係る損益通算の特例の廃止【継続】	17
9. 上場株式等に係る配当所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の分離課税の廃止【継続】	18
10. 青色事業専従者給与に関する届出制度の廃止【継続】	18
11. 事業専従者控除額の見直し【継続】	18
12. 開業年の青色申告承認申請書の提出期限を申告期限とすること【継続】	19
13. 業務を承継した相続人の青色申告承認申請書の提出期限を相続人の所得税の確定申告期限とすること【継続】	19
14. 事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例の廃止【削除】	19
15. 所得控除における雑損控除の控除順序を最後とすること【継続】	19
16. 災害による雑損失の繰戻還付制度の創設【継続】	20
17. 雑損失の繰越控除の期間を無期限とすること【継続】	20
18. 災害により生じた純損失の繰戻還付を白色申告者にも認めること【継続】	20
19. 相続等により取得した年金受給権から支払を受ける年金の全額非課税【継続】	20
20. 配偶者居住権の合意解除の際に配偶者が受け取る対価の額についての課税の特例の創設【継続】	21
21. 事業用不動産の譲渡損益とその他の所得との損益通算及び繰越控除を認めること【継続】	21
22. 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化【継続】	21
23. 物価調整税制の法制化【継続】	22
【法人税】	22
1. 役員給与の原則損金算入【継続】	22
2. 退職給付引当金及び賞与引当金繰入れの損金算入【継続】	23
3. 貸倒引当金の損金算入を一定の法人に限定する措置の見直し及び貸倒損失要件の法令化【継続】	23
4. 交際費は全額損金算入とすること【継続】	23
5. 青色申告承認申請書の提出期限を当期の申告書の提出期限とすること【継続】	24
6. 法人税・消費税の申告期限及び納期限を3か月以内に改めること【新規】	24
【所得税及び法人税に共通する事項】	24
1. 青色申告者の純損失及び青色申告法人の欠損金の繰越控除の期間を無制限とし、欠損金の繰越控除限度額に係る制限を撤廃すること【継続】	24
2. 一括償却資産の損金算入制度及び中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止し、少額の減価償却資産の取得価額の一時損金算入限度額等を少なくとも30万円未満に引き上げるとともに、可能な限りそれ以上の水準へと拡充すること【一部修正】	25
3. 定額法と定率法を選択適用による減価償却計算の維持【継続】	25
4. 社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度の廃止【継続】	25
5. 法人設立の日の属する月の源泉所得税の納期を翌々月10日とすること【一部修正】	26

6. 所得税・法人税における特定の事業用資産の買換えの特例について、一定の条件を満たす場合には届出を不要とすること【新規】	26
【消費税】	27
1. 納税義務の判定基準を当期の課税売上高とすること【継続】	27
2. 簡易課税制度選択を申告書記載要件とすること【継続】	27
3. 簡易課税制度や一括比例配分方式の選択の2年継続適用規定の廃止【継続】	27
4. 届出書の提出期限が適用を受けようとする課税期間開始の日の前日までとなっているものについては、前課税期間の申告書の提出期限とすること【継続】	28
5. 消費税の非課税取引の範囲を縮小すること【継続】	28
【相続税・贈与税】	28
1. 遺言執行費用を債務控除の対象とすること【継続】	28
2. 納付困難要件の判定における納税者固有財産の除外【継続】	29
3. 財産評価の基本的事項を法律本文で規定すること【継続】	29
4. 公正な財産評価が行われるよう評価額の決定手続を整備すること【継続】	29
5. 相続財産が相続開始後、申告期限までに評価額が著しく低下した場合の救済措置の規定を設けること【継続】	30
6. 教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の廃止【継続】	30
7. 連帯納付義務の廃止【継続】	30
8. 物納制度の見直し【継続】	31
9. 相続税の更正の請求の特則事由に、相続開始後に一定の事由が生じた保証債務を追加すること【継続】	31
10. 社長借入による貸付債権について担税力に見合った評価基準を定めること【継続】	32
11. 課税方式を法定相続分課税方式から遺産取得課税方式へ変更すること【継続】	32
12. 相続税の生前贈与加算の対象期間を3年間に戻すこと【継続】	33
13. 暦年課税贈与をした場合における相続税の生前贈与加算の見直し【継続】	33
14. 特例措置の法人版事業承継税制を恒久化すること【継続】	33
15. 相続時精算課税適用不動産についても小規模宅地等の特例適用【継続】	34
【国税通則法・納税環境整備】	34
1. 任意の税務調査について全ての場合に書面による事前通知をすること【継続】	34
【その他】	34
1. 印紙税の廃止【継続】	34
2. 外形標準課税の中小企業への適用除外【継続】	35
3. 法人事業税・住民税も欠損金の繰戻し還付を認めること【継続】	35
4. 個人事業税の課税客体的見直し【継続】	35
5. 所得金額が2千万円を超え、かつ、合計額3億円以上の財産を持つ場合等の財産債務調書の提出義務の廃止【継続】	36
6. 償却資産に係る固定資産税における免税点方式の変更および課税対象の見直し【一部修正】	36
7. 個人住民税の基礎控除等の引き上げ【一部修正】	36

8. 個人住民税の申告不要制度創設【継続】	37
9. ふるさと納税制度の廃止【継続】	37

税制改正に関する要望書

東京青年税理士連盟

会長 加納 豊彦

I. 趣旨

税理士の使命には、納税者の代理人として、憲法に定められた租税法律主義に基づき、申告納税制度の理念にそって納税者の権利利益を擁護することに加え、国民の立場から租税制度の改善に努めることが含まれる。また税理士は独立した公正な立場から、税務行政の適法性を監視する役割を担う。税務の専門家である税理士は、納税者を援助し、納税者が自己の負う納税義務を適正に実現することにより、申告納税制度の円滑かつ適正な運用を図るとともに、課税庁に対して納税環境の整備を促し、これを実行することで申告納税制度の維持発展が可能となる。これらにより納税者、税理士、課税庁の間に対等で健全な信頼関係が構築され、税理士に対する社会的信用が高まるものとなる。

国民主権原理の下、租税に関する法令は主権者である納税者が納得できるものでなければならない。税理士個人には建議権はないが、税理士法では「税理士会は税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる（第49条の11）」と定めている。我々東京青年税理士連盟では、納税者の権利利益を擁護するとともに、国民の立場から租税制度の改善のため、税制について調査研究を継続して行っており、税理士会におかれては与えられている建議権を活用するにあたり、広く多くの会員からの意見を検討していただくことを要望する。

1. 応能負担原則

憲法14条1項では、「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とされている。これを含めた憲法原理をうけて、担税力が大きい者にはより多くの負担を求める垂直的公平及び担税力が同様の状況である者は同様に課税するという水平的公平が要請される。

垂直的公平においては、累進税率などにより量的担税力を適正にとらえるだけでなく、勤労所得に対する資産所得、あるいは回帰性所得に対する非回帰性所得など、所得の性質に応じた質的担税力を考慮しなければ、応能負担原則の要請に適合するものではない。

また経済取引が多様化する今日において、課税の仕組みはそれぞれの経済取引に適切に対応したものが求められる。経済取引がどのようなものであっても、その実態が同様の状況にあるものは同様の負担をすることが適切である。

政策税制として利用される租税特別措置については、社会福祉政策的な観点から中小零細企業や所得の低い者等に対して租税を軽減する措置は憲法上必要な措置であるが、産業経済政策的観点から大企業や富裕層など特定の者の税負担を傾斜的に軽減する措置は応能負担原則に反し、憲法上問題であり是正すべきである。

2. 納税者の権利利益の擁護

わが国は、申告納税制度の採用により、国民が納税義務を履行するときは、租税法規に従って自ら課税標準等を計算して申告及び納付することが原則となっている。しかし、今日の税体系は複雑かつ難解であり、納税者が正しく理解することは容易ではない。納税者が誤った申告をすることによる不利益を被ることがないように、納税者を援助し、納税者の財産権を守るために税理士制度が設けられている。納税者の委嘱を受けた税理士は申告納税制度の理念に基づき、法律の定めるところによる納税義務の適正な実現を図ることにより、納税者の正当な権利利益を擁護しなければならない。申告納税制度は憲法の国民主権原理の税法的表現・展開としてとらえることができる。

ところが先進国の中で、わが国だけが納税者権利憲章を有していない。平成 23 年度税制改正法案にあった納税者権利憲章の策定等については見送られ、それ以降議論が全く進んでいない状況であったが、令和 7 年 3 月「納税者権利憲章の策定を含め納税環境整備について検討」を行うとした令和 7 年度税制改正関連法案への付帯決議が可決され、納税者権利憲章の制定に向けて大きく動き始めている。しかしながら、日本税理士会連合会の令和 6 年度税制改正に関する建議書では「納税者憲章を制定するとともに、国税通則法第 1 条（目的）に『納税者の権利利益の保護に資する』旨の文言を追加すべきである」と記載されていたものが、令和 7 年度以降の建議書では削除されるという流れに逆行した建議がなされている。今こそ納税者権利憲章を制定し、国税通則法第 1 条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加するとともに、法律の名称も納税者権利利益の擁護を図ることを表すものに変更すべきである。

一方社会の ICT 化が進展するなか、納税者の利便性に資するため経済社会の構造変化に対応した税務手続きの仕組みを構築すべきであるが、過度に利便性、効率性を志向するあまり、申告納税制度を蔑ろにし、納税者の権利利益を損なうような制度は認めるべきではない。

納税者の権利利益の擁護のために、納税者権利憲章の策定は喫緊の課題であり、今後その実現に向けて法令等を整備する必要がある。

Ⅱ 当連盟が最も重要と考える要望事項

1. 納税者権利憲章の制定【継続】

[要望内容]

納税者権利憲章の制定を行うべきである。

[要望理由]

平成 22 年度税制改正大綱には「納税環境整備」として「国民主権にふさわしい税制を構築していくため、納税者の税制上の権利を明確にし、税制への信頼確保に資するものとして『納税者権利憲章（仮称）』を早急に制定します。」と明記していたが、納税者権利憲章の制定は立ち消えとなった。また国税通則法も当初は「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に名称を変更することになっていた。ところが、改正案第 1 条の、「国民の権利利益の保護を図りつつ」の部分が削除され、納税者の権利を前進させる部分は殆どなく、法律の名称も今迄と同じ「国税通則法」のままとなった。日本税理士会連合会の平成 26 年度税制改正に関する建議書においても、平成 25 年度までは建議項目に挙げられていた「納税者憲章の制定」項目が外され、その内容については、「基本的考え方」に「納税者憲章の制定について検討されることを期待したい」と記載されるにとどまり、「権利」の文言も外された。

OECD 加盟国をはじめ多くの国は納税者権利憲章などを整備しており、これらをまったく整備していないのは先進国では日本だけである。このため、「納税者の権利」を保障するための納税者権利憲章（納税者権利基本法）を法律によって整備する必要がある。そして、この納税者権利憲章に基づき、国税徴収法などの租税手続に関する法や個別税法を定めるべきである。具体的には、例えば次のような内容の権利を定めるべきである。

- (1) 能力に応じて納税する権利
- (2) 自ら申告し納税する権利
- (3) 納税額を最小限にする権利
- (4) 課税庁から公正、公平かつ丁重に扱われる権利
- (5) 真実性・誠実性の推定を受ける権利
- (6) 「適正手続」を受ける権利
- (7) プライバシーの尊重を受ける権利
- (8) 租税の徴収の仕方を統制する権利
- (9) 租税の使途を統制する権利
- (10) 情報を開示させる権利
- (11) 不服申立における権利
- (12) オンブズマンに訴える権利

2. 国税通則法の目的の追加【継続】

[要望内容]

国税通則法（第 1 条）の目的に「税務行政の運営における公正の確保と透明性の向上」、「納税者の権利利益の保護」を加えるべきである。

[要望理由]

行政手続法においては「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする」（平成6年施行同法第1条1項）と制定されている。税務行政手続を規定した国税通則法は行政手続法の特別法であり、整合性を図るうえでも、納税者の権利保護規定等が必要である。

また、国税通則法及び各税法は、「義務」を中心にその規定がなされ、平成23年度の税制改正後も国税通則法の改正趣旨に掲げている「税務行政において納税者の権利利益の保護を図る」との記述とは相反する新たな義務が法制化され、課税庁の権限を強化するものとなった。

確かに、調査の事前通知、無予告調査の要件、調査の終了通知、処分の理由附記等の一定の改善も見られた。しかし、他方で調査手続の中心となる課税庁の質問検査権行使の限界は依然として不明確であり、納税者の受忍義務の範囲も不明確のままである。

したがって、国税通則法の目的が「税務行政の運営における公正の確保と透明性の向上」と併せ「納税者の権利利益の保護」にあることを明確にすることで、個別の諸規定が目的に沿ったものになるよう、まずは第1条を改正すべきである。

Ⅲ．最近の税制改正の動向に関する要望事項

1．消費税率の5％程度への引下げ【一部修正】

[要望内容]

消費税率を5％程度に引き下げるべきである。

[要望理由]

租税は「各人の能力に応じて平等に負担すべき」という応能負担原則が存在する。これは日本国憲法からも導かれる原則である（13、14、25、29条）。しかしながら消費税は、この原則に照らして次のような問題を抱えており、昨今の物価高対策、低所得者層への配慮といった観点からも、消費税率を現行の10％から5％程度に引き下げるべきである。

（1）逆進性の問題

消費税の負担は、消費者の所得水準・生活状況にかかわらず発生するので、低所得者ほど収入の大部分を生活必需品（食料、日用品など）に使うため、可処分所得に占める消費税の割合が大きくなり、逆に高所得者層・富裕層ほど小さくなりやすいという逆進性の問題を抱えている。

エネルギー価格や食料品価格の高騰が続く中で、消費税の逆進性は格差拡大を助長し、国民経済全体の健全な発展を阻害するおそれがある。

（2）負担の偏り

消費税は「広く課税される」という意味では公平だが、大企業や小規模事業者などの事業者間で「価格転嫁力」に差があるため、事業者の規模・業種・取引形態によって負担の実感は大きく異なっており、実質的な公平性には疑問が残る。つまり、「制度上の公平」と「現場での公平」は必ずしも一致しないのである。ゆえに、消費税の負担は必ずしも広く公平になされているとは言えず、中小・零細事業者などに負担が偏っているおそれがある。

（３）付加価値への課税による弊害

消費税は付加価値に対する課税という性格上、取引の各段階において広くコストとして作用し、最終消費者のみならず企業活動にも弊害を及ぼす。具体的には、企業が原材料や設備投資を行う際に仕入税額控除の制度が存在するものの、事務負担や資金繰りへの圧迫を避けることはできない。特に中小零細企業にとっては、消費税納付が経営資金を圧迫し、投資や賃上げに回す余力を奪う要因となっている。さらに、付加価値への課税は価格に上乗せされるため、消費者心理を冷え込ませ、消費活動の停滞を招くことになる。このような観点から、現行の 10%の税率を 5%程度へと引き下げることが最も有効かつ即効性のある方策である。

（４）経済への影響

消費税の引上げは、経済に対して短期的・中期的にさまざまな影響を及ぼす。過去の消費税率引上げでは「駆け込み需要の反動」や「物価上昇による実質所得の減少」を招き、日本経済に少なからぬ影響を与えた。とりわけ 2019 年の 10%への引上げ時には、実質 GDP が年率で 6.3%のマイナス成長を記録し、景気は大きく冷え込むことになった。

以上これらの理由により、国民の生活安定と社会的公平の確保のため、速やかに消費税率を 2014 年（平成 26 年）増税前の水準となる 5 %程度に引き下げる施策の検討と実施が必要である。

2. 消費税率の単一税率化【継続】

〔要望内容〕

軽減税率制度を廃止し、単一税率制度に戻すべきである。

〔要望理由〕

- （１）消費税率の引上げによる消費税の逆進性の緩和という名目で、食料品等に対する軽減税率が導入されたが、軽減税率の適用範囲について合理的かつ具体的に選定する基準を設けることは困難であり、公平性も損なわれる。
- （２）複数税率の導入により事務負担が増大しており、申告納税制度の土台である租税の簡素化が損なわれている。
- （３）低所得者への逆進性対策は必要であるが、軽減税率は逆進性対策としては効率が悪いと言われている。軽減税率は廃止し、効率性の高い簡易な給付措置で対応すべきである。

これらの理由により、軽減税率制度は廃止して単一税率制度に戻すべきである。

3. 適格請求書等保存方式（インボイス方式）の廃止【一部修正】

〔要望内容〕

適格請求書等保存方式（インボイス方式）を廃止して、請求書等保存方式に戻すべきである。

〔要望理由〕

インボイス制度は、税の 3 原則、即ち公平（税は担税力に応じて負担する。）、中立（税制が個人や企業の経済活動を歪めてはならない。）、簡素（税制の仕組みをできるだけ簡素にし、理解しやすいものにする。）に全く当てはまらない制度であり、廃止すべきである。

以下にその具体的な理由を列挙する。

(1) 制度の実状

免税事業者のうち、インボイス登録を行った事業者は一定数に限られている。経過措置を設けるとはいえ、未だインボイス登録をしていない免税事業者からの仕入れは仕入税額控除が認められないため、取引から排除されることが危惧される。また、インボイス登録をした事業者においても、税負担や事務負担が増加し、厳しい環境にあるものと想像される。国税庁が公表した「インボイス Q&A」に至っては、既に 150 問を超えており、新たに納税義務を負う中小事業者はおろか、インボイス導入前から課税事業者であった者でさえ、全てを正しく理解するのは困難な状況となっている。

(2) 従前の保存方式の合理性

請求書等保存方式や区分記載請求書等保存方式は、取引慣行や事業者の事務負担に配慮しており、請求書等の保存などにより制度の透明性が十分に確保されているため、消費税額の正確な計算に支障はない。

(3) 法体系の複雑化

消費税は「国内において事業者が行った資産の譲渡等」を課税の対象としており、免税事業者からの仕入れに対して仕入税額控除を制限することは、簡素な法体系を歪める。

(4) 経済への影響

我が国の場合、仕入税額控除のために、帳簿及びインボイスの保存が必要とされており、世界的に見ても複雑な割り戻し方式のインボイス制度であるため、社会的コストが極めて大きい。本制度の導入に伴い控除が制限されることとなる免税事業者からの仕入れに係る仕入税額相当部分が価格に転嫁されれば、更なる物価上昇を招く。また、立場の弱い小規模事業者が価格に転嫁できなければ、倒産や廃業が相次ぐこととなり、ひいては日本経済にも大きなマイナスとなる。

これらの理由を勘案すれば、「2 割特例」の継続等といった経過措置的な対応だけでなく、あくまでインボイス方式を廃止して、請求書等保存方式に戻すべきである。

4. マイナンバー（社会保障・税番号制度）を見直すこと【継続】

[要望内容及び要望理由]

平成 25 年 5 月 24 日に、番号関連 4 法案（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「地方公共団体情報システム機構法」、「内閣法等の一部を改正する法律」）が国会において可決、成立し、同年 5 月 31 日公布された。平成 27 年 10 月 5 日以降番号が通知され、平成 28 年 1 月には番号の利用が始まった。しかし、現時点で制度面や運用面で問題点が解決されていない。

そして、令和 5 年 6 月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 48 号)〔いわゆるマイナンバー法等の一部改正法〕」により、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が実施されることになった。

報道等のとおり、健康保険証の個人情報紐づけ作業において行政側の人為的ミスが相次ぎ、社会全体のデジタル化に対して不安を抱く国民は多い。また、マイナンバーカード取得は任意としながらも、健康保険証と一体化することでマイナンバーカードを取得しない国民に不便を強いることは実質的な強制であり、民主的な制度ではない。

税務分野における取扱いにおいても、マイナンバーを導入しての所得把握には限界があるばかりでなく、税務に関する情報は、その重要性から万一の漏洩は一切許されるものではない。

よって、マイナンバー制度は見直す必要がある。

5. マイナポータル設置及び表示情報の範囲は任意とすべき【継続】

[要望内容及び要望理由]

- (1) マイナンバーは、個人情報を一元管理せず、各機関で管理していた個人情報を引き続きその機関で管理し、個人情報がまとめて漏れない仕組みを前提としている。一方、マイナポータルは「行政機関が保有する自分に関する情報」をパソコン等からアクセスすることで、自分で確認できるものとして整備される予定である。この仕組みによると、マイナポータルにアクセスすれば、個人情報は一元的に確認できることになるため、個人情報がまとめて漏れる可能性が生じる。そこで、マイナポータルを通じた情報漏えいのリスクを排除するため、マイナポータルの設置は選択制にすべきである。
- (2) マイナポータルは「行政機関が保有する自分に関する情報」を確認できるほか、行政機関がマイナンバー（個人番号）の付いた自分の情報をいつどこでやりとりしたのか確認できたり、行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を確認できたりするものとして整備される予定である。前者は行政機関を監視する意義があり、後者は積極的に行政からの情報提供を受ける意義がある。「行政機関が保有する自分に関する情報」を表示することは望まないが、行政機関を監視し、あるいは、行政からの情報提供は望むという者もいると考えられる。よって、マイナポータルで表示される情報の範囲は各自が設定できるものとし、何も設定しない者については情報漏えいのリスクを排除するため、マイナポータルは設置されないものとすべきである。

6. デジタル改革関連法は見直すべきである【継続】

[要望内容及び要望理由]

デジタル改革関連法は情報の共有や利用を円滑にするが、このことが広く社会の利益に資するかは、あくまで個人の権利が護られていることが前提である。デジタル社会形成基本法は「ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現」（第5条）「国民が安全で安心して暮らせる社会の実現」（第7条）「利用の機会等の格差の是正」（第8条）「個人および法人の権利利益の保護」（第10条）等を基本理念と定めているが、一方で第16条では「すべての事業者に対しデジタル利用の推進に努めることを義務付ける」ことが強調されている。基本理念を置き去りにして強制的にデジタル化に向かうことは、国民の混乱や分断を呼ぶ。また膨大なデジタル化投資を事業者に求めることにより、事業継続を困難にさせる危険性がある。

急速なデジタル化により、国民・納税者が憲法に保障された人権をむしばまれないよう、税理士の立場からデジタル化の動きを逆に監視し、行き過ぎた政策には反対の声をあげるべきである。

7. 電子帳簿保存法の電磁的記録保存を強制すべきではない【継続】

[要望内容]

電子帳簿保存法の電磁的記録保存を強制すべきではない。

[要望理由]

電子帳簿保存法は納税者等の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等の目的のため、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等について、所得税法、法人税法その他の国税に関する法律の特例である。

特例を望まない事業者が、電子帳簿保存法 7 条により電子取引保存までも義務付けられるべきではない。

令和 5 年税制改正により、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存方法は緩和されたものの、同法 1 条記載の通り、「納税義務の適正な履行が確保」されていればよく、その手段を強制するべきではない。

同法 7 条には、「当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない」とある。取り締まりに重点を置いた条文であるため、「取引情報を電磁的記録の保存とすることができる」と改めるべきである。

IV. 貴会の意見書に記載されていない事項で当連盟が特に重要と考える要望項目

【国税通則法・納税環境整備】

1. 反面調査の原則禁止【一部修正】

[要望内容]

反面調査は原則禁止とすべきである。

[要望理由]

納税者の了解を得ずに行った取引先や銀行への反面調査の結果、取引上の信頼が大きく損なわれ経営危機を招いた事例が数多く報告されている。反面調査は、質問検査権に基づいて行われるものであり、本人調査（納税者本人への調査）と同様に客観的必要性がある場合に限り行われるものである。したがって、客観的必要性の説明を経ないで行われた反面調査は違法な質問検査権の行使と考えられる。国税通則法 74 条の 2 第 1 項 1 号ハの他反面調査の規定を削除をするべきである。

国税通則法 74 条の 12 による事業者への協力要請は、納税義務者の同意がある場合に限るべきであり、調査終了時には協力に応じた事業者に対し、納税義務者の調査終了の通知をするべきである。

よって、反面調査は原則禁止とすべきである。

2. 事前通知の調査開始日時と場所の変更は納税者等と事前に調整の上決定すること【継続】

[要望内容及び要望理由]

国税通則法第 74 条の 9 第 2 項では、税務署長等は事前通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して調査開始日時や調査場所を変更するよう求められた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとされている。これらの事項については、努力義務ではなく、納税者及び納税者の税務代理人と事前に調整の上で決めることとすべきである。また、事前通知後の調査開始日時等の変更についても原則として認めるようにすべきである。

[要望理由]

税務調査手続に関する FAQ（一般納税者向け）の問 16 においても事前通知の時点で納税者等と調査

開始日時の調整をすることとしている。また、合理的な理由があれば事前通知後の調査日時の変更も協議することとしているが、任意の税務調査はあくまで納税者の協力の上に成立するものであって、課税庁が調査開始日時や調査場所を一方的に決めても納税者の同意なしに調査を行うことはできないためである。

3. 事前通知項目の「調査を開始する日時」を「調査日程」に改め、かつ調査理由を追加すること【継続】 [要望内容及び要望理由]

国税通則法第 74 条の 9 第 1 項第 1 号に規定する「質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時」を「質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）の日程」に改め、調査の開始時間、終了時間、調査が複数日あるときは調査日について事前通知をすべきである。なぜなら、調査の開始日時だけでは事前通知として不十分であり、平成 23 年の国税通則法改正前の実務においても、これらの事項は通知されていたためである。

また、事前通知の項目に「調査の目的」とは別に「簡単な調査理由」を追加すべきである。なぜなら、質問検査権の行使は「調査について必要があるとき」に限定されるため、必ず調査理由が存在しなければならないためである。よって、調査理由については事前通知の際に簡単に示すとともに、具体的な調査理由については臨場調査の着手時に説明すべきである。

4. 事前通知を行う期限を法定化すること【継続】

[要望内容]

国税通則法第 74 条の 9 には事前通知を行う期限については特に規定がないため、事前通知を行う期限を調査予定日の〇週間前というように明確化すべきである。

[要望理由]

事前通知をしたとしても調査日の直前であっては、納税者は調査に必要な資料の用意をする時間的余裕がないなど納税者の便宜への配慮に欠けており、事前通知の意味が失われてしまうためである。

5. 帳簿その他の物件（その写しを含む。）の提出、留置きの規定の削除【継続】

[要望内容]

国税通則法第 74 条の 2 に規定する帳簿その他の物件（その写しを含む。）の提出を求めることができるとする部分と国税通則法第 74 条の 7（提出物件の留置き）の規定は削除すべきである。

[要望理由]

これらの規定は、「現行の調査実務上行われている手続き」という認識に基づき改正されたが、現行の調査実務上当然に行われていた手続きとはいえず、納税者の協力によって行われていたものである。

この納税者の協力によって行われていたものについて、改正国税通則法は、納税者がこれらに協力しない場合に罰則の対象としており、事実上の強制としている。これは課税権力の強化であり、納税者の権利擁護とは逆行するものである。

物件の提出・留置きは廃止すべきであるが、仮に現行規定のように物件の提出・留置きを認める場合には、その必要性の認定にあたっては税務職員の自由裁量に委ねるのではなく、物件の提出は物件の提示をしてもなお足りない場合にのみ行えるよう規定すべきである。また、留置きは納税者から返還の申

し出があった場合には、速やかに返還するように規定すべきである。

6. 質問検査権の手続等の法定化【継続】

[要望内容]

国税通則法第 74 条の 2 以下の質問検査権の規定はきわめて粗略かつ不備であるため、調査手続きについて法律で明確にすべきである。具体的には次のような事項を規定すべきである。

- (1) 調査着手時の具体的な調査理由の開示
- (2) 調査期間の制限
- (3) 関係人の請求があることに関わらず調査開始時の税務職員の身分証明書及び質問検査章の提示の義務化
- (4) 調査物件の範囲の明確化（直接事業に関係のない個人財産の開示制限など）
- (5) 特定職業人（医師、弁護士、税理士及び公証人など）の守秘義務を尊重する規定
- (6) 代理人の尊重に関する規定（代理人がいる場合には、代理人のいないところで調査を行ってはならないことなど）
- (7) 納税者に質問検査権の行使時における録音・ビデオによる撮影等による記録を認めること
- (8) 課税処分前における処分内容の説明と意見を述べる機会を納税者及び代理人に与えること
- (9) 全ての調査における調査終了通知書の発行
- (10) 再調査の原則禁止

[要望理由]

国税通則法第 74 条の 2 以下の質問検査権の一連の規定は、納税者の権利擁護の観点からみて、依然不備と言わざるを得ない。同調査は強制捜査を認めるものではないとされるが、同法 128 条 2 号及び 3 号において納税者には一定の場合、刑罰が科せられることから、その意味で受忍義務を課している。

そこで、調査手続きについても少なくとも上記の事項を法律で明確に規定すべきである。

7. 修正申告の勧奨の禁止【継続】

[要望内容]

国税通則法第 74 条の 11 第 3 項の修正申告の勧奨に関する規定は削除すべきである。

[要望理由]

修正申告の勧奨をすることは、納税者の権利である不服申立ての機会を結果として奪うことになりかねない。

修正申告を行うべきかどうかの判断は、納税者本人の意思に任せることが当然であり、税務署長等が、修正申告等の勧奨を行うことは申告納税制度の趣旨そのものに反する。調査終了時において、納税者本人に対して修正申告等を行った際の効果について説明を行えば足りる。

8. 租税救済制度の整備【継続】

[要望内容及び要望理由]

現在の租税救済制度は、平成 28 年 4 月 1 日に改正法が施行されたが、納税者の権利利益を保護するためには不十分であり改善する必要がある。具体的には次の（１）～（４）のような事項を定めるべき

である。

なお、平成 26 年 6 月 13 日に公布された「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により国税通則法が改正され、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することになったが、納税者の権利利益を保護するためには未だ不十分である。行政不服審査法の関係法律である国税通則法においても、所要の措置が講じられるよう救済制度の現実を注視・分析し、改善を目指すべきである。

(1) 争訟手続について

①不服申立前置主義の廃止。再調査の請求、審査請求、訴訟の選択制。

改正により、異議申立前置は廃止されたが、審査請求は前置されたままである。審査請求前置についても廃止し、選択制にしなければならない。

②不服申立期間の延長

改正により、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に延長されたが、不十分である。取消訴訟の出訴期間と同じく不服申立期間も 6 月以内とすべきである。審査請求も取消訴訟も国民の権利利益の救済という点で異なるものではなく、説得力のある書面の準備や証拠物を提出する必要性は変わらない。

なお、再調査の請求を経た後に審査請求を行う場合の不服申立期間については改正されておらず「翌日から起算して 1 月」のままであるが、上記同様、不服申立期間を 6 月以内（最短でも統一して 3 月以内）とすべきである。

③争点主義の明文化（審理の対象を原処分理由に限る）

④対審的構造の導入

改正により、口頭意見陳述における全ての審理関係人の招集及び審査請求人の原処分庁に対する質問権が規定されたことで、対審的構造が導入されたことは評価できる。

しかし、担当審判官に対する許可手続きや質問権に対する応答義務に関する規定がなく不十分である。質問権がある以上は適切な回答は当然に求められるものであろうが、質問権を実効性のあるものにするためには「審査請求人からの質問に対し回答しない事項については証拠として取り扱わない」等と規定し、明文をもって実効性を担保すべきである。

⑤証拠資料の閲覧・謄写・印刷の容認

改正により、証拠資料の範囲が担当審判官の職権収集資料にまで拡大し、謄写権も認められたため、審理の透明性や公正性に資するものとして評価できる。しかし、原処分庁にまで閲覧・謄写を認める内容の規定が変わったが、原処分庁には認める必要はない。原処分が維持されるべき理由があるならば、担当審判官の職権収集資料が無くても原処分は維持されるからである。なお、国税通則法の一般法である行政不服審査法 38 条は「審査請求人又は参加人」が主語となっていて、国税通則法のように原処分庁を含む審理関係人を主語としていない。国税についての審査請求だけが特別である理由はなく、国税通則法においても「審査請求人又は参加人」に限るべきである。

また、行政不服審査法案に対する衆議院参議院の各附帯決議において、陳述書の閲覧・謄写について検討することが決議されたが、証拠資料と同等の意味を持つものなので、閲覧・謄写を当然に認めていくべきである。

ところで、証拠資料の閲覧・謄写については、権利が認められただけで具体的な手続きの定めが法

令に存在しない。閲覧・謄写が可能な証拠資料の提出状況を審理終結前に審査請求人が把握できる機会を保障し、閲覧・謄写を請求するための手続きを法令で定める必要がある。

⑥税理士補佐人制度の強化充実

(2) 国税不服審判所について

- ①国税不服審判所を内閣府下に設置
- ②国税通則法第 78 条(国税庁長官による審判所長の任命)の規定の改組
- ③国税不服審判所の審判官について税務行政機関との人事交流の禁止
- ④国税通則法第 99 条(国税庁長官の通知)の廃止

平成 26 年度税制改正により、国税庁長官への申出・国税庁長官の指示という手続きは廃止され、国税庁長官への通知・国税審議会の議決に基づき裁決という手続きに変わったが、国税庁長官への通知が前提となっている。国税庁からの独立性は高まったものの国税不服審判所が国税庁から独立しているとは言えない。よって、99 条そのものを廃止すべきであることに変わりはない。

⑤審判官の公募任用の拡大、審判官の人材育成措置、非常勤国税審判官の創設

平成 23 年度税制改正の後 3 年をかけて、事件を担当する審判官の半数は外部登用者となったが、審理は審判官 3 名以上で行われるものであり、議決は担当審判官 1 名及び参加審判官 2 名以上の議決に基づいて行われる。よって、合議体が 3 名で構成された場合、事件によっては過半数の外部登用者で構成されないことになる。また、参加審判官には、国税審判官だけではなく国税副審判官もなることができる。そうすると、3 名の構成は、外部登用者の国税審判官 1 名と内部登用者の国税審判官および国税副審判官、各 1 名となり、外部登用者が過半数とはならない。よって、全ての審査請求に係る事件について過半数の外部登用者が確保されるよう、公募任用を拡大しなければならない。

審判官の人材育成措置及び非常勤国税審判官の創設については、改正されておらず引き続き要望する。

⑥審判官の資格に対する忌避及び排除に関する規定

改正により、一定の審判官(改正国税通則法 94 条 2 項)について除斥事由の規定が新設されたが、忌避に関する規定はまだ存在していない。よって、引き続き要望する。

(3) 訴訟機関について

- ①国税庁派遣の裁判所調査官制度の廃止
- ②全ての裁判所に租税訴訟専門担当部の設置
- ③少額訴訟専門機関の設置

(4) その他

- ①全裁決事例の公開
- ②課税庁からの独立性と中立性を有する第三者機関としての税務苦情処理機関の設置
- ③「再調査の請求」という名称の見直し

改正により、異議申立ては「再調査の請求」と改称されるが、この名称は行政救済制度の目的と一致しない名称である。「異議申立て」は、更正・決定処分等(以下「課税処分」という。)という行政

処分に対し不服があるから行うものであり、調査を求めて行うものではない。よって、課税処分に対する請求であることが明らかであるよう「異議申立て」という名称に戻すべきであるが、「異議申立て」を廃止する以上は同じ名称を使用できないというのであれば、「処分取消請求」等、課税処分に対する請求であることが明らかな名称に改称すべきである。

④不服申立てにおける総代の互選命令に関する手続きの整備

多数人が共同して不服申立てをするときは、共同不服申立人は総代を互選することができるが、共同不服申立人が総代を互選しない場合、国税不服審判所長等は、必要があると認めるときは総代の互選を命ずることができる（国税通則法 108 条）。これを受けて、不服審査基本通達 108－5 は「法第 108 条第 2 項の規定による総代の互選命令が履行されなかった場合には、当該共同不服申立ては不適法な不服申立てとなることに留意する。」と定め、通達の解釈に立つと、互選命令を履行しない不服申立ては不適法なため却下されることになる。

しかし、互選命令は一方的な手続きであり、不服申立人から意見聴取する機会が法律で保障されていない。よって、共同不服申立人が総代を互選しない合理的な理由がある場合は、その理由を陳述または書面で提出し、互選命令の必要性を再検討するための手続きを法律で定める必要がある。

9. 源泉徴収義務者への納税告知処分に対する不服申立てができる者に受給者を追加すること【継続】

[要望内容]

源泉徴収義務者が「源泉所得税の納税告知処分」を受けた場合には、受給者は支払義務者と一緒に、あるいは支払義務者に代わり不服申立てを行えるようにすべきである。

[要望理由]

源泉徴収制度は、給与等の支払義務者が受給者に給与等の支払いをする際に、所得税を源泉徴収し、支払義務者が所得税の納税義務を負う制度である。この所得税について追加納付額がある場合は、税務署長は支払義務者に対し「源泉所得税の納税告知処分」を行い、支払義務者が納税の義務を負う。

そして、支払義務者は受給者に対し追加で所得税の負担を求めることになる。

受給者は、所得税を追加で負担させられたことに不服がある場合、税務署長に対し争うことはできず、税務署長に対し不服申立てをすることを支払義務者に求めるしかない。

このような制度では、真の所得税負担者である受給者に不服を申し立てる機会が保障されていないといえる。そこで、「源泉所得税の納税告知処分」を受けた場合には、受給者は支払義務者と一緒に、あるいは支払義務者に代わり不服申立てを行えるようにすべきである。

10. 審査請求における「争点の確認表」と「審理の状況・予定表」の作成の法定化【継続】

[要望内容及び要望理由]

審理の円滑化等、審査請求人の権利を擁護するため下記のとおり制度の法定化が必要である。

(1) 争点の確認表（争点整理表）

審査請求手続きに活用されている「争点の確認表」は、審査請求を適正かつ迅速に解決するため、担当審判官が、審査請求人及び原処分庁のそれぞれの主張を正しく理解し、また、審査請求人及び原処分庁双方とともに、争点に関する共通の理解を持つ必要から作成されている。

具体的には、審査請求人及び原処分庁から提出された主張に関する書面に基づいて争点を整理し、

①争われている原処分、②争点及び③争点に対する審査請求人及び原処分庁双方の主張などを簡潔に整理しまとめたものである。担当審判官は、この「争点の確認表」を作成し、送付することとしている。しかし、これは法定の手続きではない。

審理の円滑な進行と争点の明確化のため、担当審判官の議決前に作成し、送付し、審査請求人及び原処分庁双方が一定期間内に確認することを法定化すべきである。

(2) 審理の状況・予定表

審査請求手続きに活用されている「審理の状況・予定表」には、答弁書などの書類の提出状況、その時点での争点、調査・審理の状況、今後の予定等が記載されている。担当審判官は、審査請求人と連絡又は面談してからの期間が3か月以上になる場合には、少なくとも3か月ごとに「審理の状況・予定表」を送付し、審査請求の進行状況等を知らせることとしている。しかし、これは法定の手続きではない。

審理の円滑な進行のためにも、少なくとも3か月ごとに作成することを法定化すべきである。

なお、再調査の請求についても、原則として3か月以内に処理することを業績指標としていることから、3か月を経過する場合には、再調査審理庁は「審理の状況・予定表」を作成し、再調査の請求人に対し送付することを法定化すべきである。

11. 後発事由による更正の請求期間の延長【継続】

[要望内容]

国税通則法第23条第2項各号において、判決等の後発事由による更正の請求期間は2月以内とされているが納税者の権利が損なわれないように、その期間を1年以内とすべきである。

[要望理由]

一般に、不服申立てが長期間可能であれば、法律関係の早期安定の要請に反し、他方、短期間で不服申立てが不可能になれば、国民の権利の救済の要請に反することから、これら相反する2つの要請の調和を考えて不服申立期間を定める必要がある。

国税通則法においては、法律関係の早期確定に傾き、納税者の権利救済の機会拡大への配慮が欠けている。納税者の権利救済の機会の拡大を図るため、請求期間を1年以内に延長すべきである。

12. 税務書類の個人番号記載は任意とすること【継続】

[要望内容]

国税通則法124条の税務書類への個人番号記載は任意とすべきである。

[要望理由]

個人番号は行政機関で管理すればよく、納税者の意思表示たる税務書類に個人番号記載を義務化するべきではない。従業員や取引先等のマイナンバー管理は事業者がすべき業務ではない。行政機関が行うべきマイナンバー制度に関する事務を納税者や事業者に押し付けるべきではない。

13. 意見公募手続（パブリック・コメント）の対象を拡大すること【継続】

[要望内容及び要望理由]

租税法領域における意見公募手続は、法律の制定又は改正を伴うものについては適用除外とされ、法

律の制定又は改正を伴わずに定められる命令等についてのみ行政手続法に基づく意見公募手続が実施されている。法律の制定又は改正を伴うものであっても、納税者の権利義務に大きな影響を及ぼす命令等については、国民から広く意見を求める機会を増やすため、行政手続法に基づく意見公募手続の対象とするように改正すべきである。

V. その他各税目に関する要望事項

【所得税】

1. 基礎控除額の増額【一部修正】

[要望内容]

基礎控除額を引き上げるべきである。

[要望理由]

基礎控除は、憲法第 25 条第 1 項に基づき、最低限度の生活に必要な費用は担税力を持たないため、課税対象外に置こうというものである。令和 7 年度税制改正によって 48 万円から 95 万円に増額されたものの、依然として生活に最低限必要な費用には到底満たない金額である。

よって、憲法第 25 条第 1 項の生存権を保障できる程度に、基礎控除額を増額すべきである。具体的な金額としては、生活保護給付の金額が参考になる。

2. 配偶者控除額の増額、配偶者特別控除の廃止と移転的基礎控除の創設【継続】

[要望内容]

配偶者控除を増額すると同時に配偶者特別控除を廃止し、「手取りの逆転現象」及び「二重控除」が生じないように移転的基礎控除を創設すべきである。

[要望理由]

- (1) 上記 1 の基礎控除の適用があるのは、基礎控除を控除するだけの所得がある者に限られる。生活保護法 10 条の「世帯単位原則」に基づき、所得のない配偶者の最低生活費は、所得のある者から負担することが優先され、現実的にも、専業主婦（夫）の生活費は他方配偶者から捻出されている。つまり、配偶者の生存権を保障するのが配偶者控除である。よって、配偶者控除は、生存権を保障するよう基礎控除額と同じく増額すべきである。
- (2) 配偶者特別控除は、いわゆる「手取の逆転現象」を解消するため導入されたが、現行の制度は、配偶者の基礎控除とともに、納税者に配偶者控除または配偶者特別控除の適用が認められるという「二重の控除」が生じている。「二重の控除」は一部の者への特別な考慮となっており税負担の不公平が生じている。よって、配偶者特別控除を廃止し、かつ「手取の逆転現象」を解消し「二重控除」を排除するため配偶者控除に「移転的基礎控除」（配偶者が基礎控除を適用している場合に、その控除した基礎控除部分を納税者の配偶者控除から除外する制度）を導入すべきである。

3. 扶養控除の増額と適用対象の見直し【一部修正】

[要望内容]

扶養控除額を増額し、かつ、扶養親族を年齢によって区分せず、控除額を一律とする。

[要望理由]

- (1) 上記 2 の配偶者控除と同様の理由により、扶養親族の生存権を保障しなければならない。そのために扶養控除があるということを踏まえれば、扶養控除は全ての扶養親族について適用対象とすべきであり、配偶者控除とともに、生存権を保障するよう基礎控除額と同じく増額すべきである。
- (2) なお、税の簡素化の観点から、所得控除もまた簡素化すべきであり、特定扶養親族や年少扶養親族、令和 7 年度税制改正により創設された特定親族などの扶養親族内での区別は廃止すべきである。

4. 基礎的人的控除の所得制限を撤廃すること【継続】

[要望内容]

基礎的人的控除の所得制限を撤廃すべきである。

[要望理由]

上記 1 から 3 のとおり、所得税法においては基礎的人的控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除）制度を設け、最低生活費に対して課税しないこととしている。

しかし、基礎控除額及び配偶者控除額は、合計所得金額によっては減少し、または消失することとしている。本人及び配偶者の最低生活費を侵して課税することとなる可能性がある。

よって、基礎的人的控除の所得制限を撤廃すべきである。

5. 寡婦控除の適用範囲の見直し【継続】

[要望内容]

寡婦控除の要件を満たす寡夫についても、性別による区別を設けず、寡婦控除と同様に所得控除を認めるべきである。

[要望理由]

未婚のひとり親については、令和 2 年度税制改正においてひとり親控除として整理されたが、改正後も所得 500 万円以下で、子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性については、寡婦控除が存置されている。

寡婦控除の制度創設の趣旨は戦争未亡人への配慮であり、近年の女性の社会進出や時代の変遷などを踏まえると、配慮措置の目的は福祉政策的な側面が強くなっている。このような配慮措置に男女差を設ける合理的な理由はなく、憲法第 14 条に定める法の下での平等に反する。よって、寡婦控除の要件を満たす寡夫についても、性別による区別を設けず、寡婦控除と同様に所得控除を認めるべきである。

6. 年末調整制度を選択制とすること【継続】

[要望内容]

年末調整制度は選択制に（源泉徴収制度は維持）すべきである。

[要望理由]

年末調整制度は申告納税制度の本来の趣旨に逆行する措置であり、給与所得者の納税意識を低下させる一因でもある。

また、源泉徴収義務者が納税義務者となるため、給与所得者は課税庁との間で租税法関係から除外され、納税義務者としての権利も保護されていない。

さらに、年末調整制度は、寡婦控除や障害者控除の対象者であることを証明するなどのプライバシーの問題もある。

以上の問題を解決し、あるべき申告納税制度の観点から、年末調整制度は選択制に（源泉徴収制度は維持）すべきである。

7. 給与所得控除における実額経費控除を創設し、給与所得控除との選択制とすること【一部修正】

[要望内容]

給与所得の実額経費控除制度を創設し、給与所得控除との選択制とすること

[要望理由]

給与所得控除の機能は、「勤務費用の概算控除」及び「他の所得との負担調整のための特別控除」であるとされてきた。勤労性所得である給与所得は、資産性所得等に比して不安定であることや、雇用関係の不安定性等の事情があることから担税力が弱い、「他の所得との負担調整のための特別控除」相当の給与所得控除は必要である。給与所得控除額は近年、平成 24 年度、平成 26 年度、平成 30 年度の税制改正により減額が続いており、令和 2 年以降は給与収入が 850 万円超の場合の控除額が 195 万円で頭打ちとなった。給与所得の質的担税力を考慮すれば、これ以上の減額を行うべきではない。また、雇用者が給与所得者の必要経費を負担する程度は、雇用者の事業規模・業態等によって千差万別であり、近年減額が続いたことにより、現行の控除額では必要経費を補いきれていない状況も想定される。

よって、実額で必要経費を控除できる制度を創設し、現行の給与所得控除との選択制とすべきである。この場合の必要経費の範囲には、所得税法第 57 条の 2 に定める特定支出のほか、同法第 37 条に定める必要経費を含めるべきである。また、必要経費か否かの判断は、支出した本人が判断して申告すべきものであるから、現行の特定支出控除制度のように給与等の支払者による証明を要件とすべきではない。なお、この制度が導入された場合には、現行の特定支出控除は廃止すべきである。

8. 不動産所得に係る損益通算の特例の廃止【継続】

[要望内容]

不動産所得に係る損益通算の特例の制度は廃止すべきである。

[要望理由]

不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、不動産所得を生ずべき業務の用に供する土地又は土地の上に存する権利を取得するために要した負債の利子の額に相当する部分の金額は、生じなかったものとみなされ損益通算することができないことになっている。

この制度は、借入金により賃貸用不動産を取得し、その借入金の利子を必要経費に算入することにより生じた損失を他の所得と損益通算するという節税対策を防止し、過剰融資に伴う土地価格の高騰を抑えるために導入された制度であり、土地価格が下落した現在の状況を考えると、この制度は廃止すべきである。

また、借入金の利子の負担により資金が流出して課税所得が減少しているにも関わらず、損益通算

をすることができないということは所得がないところに課税が行われていることになり、担税力の観点から問題がある。

以上のことから、不動産所得に係る損益通算の特例の制度は廃止すべきである。

9. 上場株式等に係る配当所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の分離課税の廃止【継続】

[要望内容]

上場株式等に係る配当所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の課税方法については、分離課税ではなく、総合課税にすべきである。

[要望理由]

上場株式等に係る配当所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の課税方法については分離課税とされているが、所得税は担税力に応じて税負担を分かち合う総合課税が原則である。

分離課税の課税方法では、本来負担すべき税額が軽減される場合や、本来負担すべき税額よりも加重に課税される場合がある。最高税率（45％）で課税されている高額所得者は、上場株式等に係る配当所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については現行 15％という税率で課税されることになり、高額所得者にとって非常に有利な課税方法となっている。

これは、租税法の基本原則である応能負担の原則に反している。よって、上場株式等に係る配当所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の課税方法については、分離課税ではなく、総合課税にすべきである。

10. 青色事業専従者給与に関する届出制度の廃止【継続】

[要望内容]

青色事業専従者給与に関する届出制度を廃止すべきである。

[要望理由]

青色事業専従者給与の必要経費算入の規定の適用を受けようとする者は、事前に届出書を提出しなければならない。しかし、生計を一にする親族が一般の使用人と同様に勤務している実態があり、その支払いも行われている事実があれば、届出書の提出の有無にかかわらず青色申告決算書への記載のみで青色事業専従者給与の必要経費算入を認めるべきである。

11. 事業専従者控除額の見直し【継続】

[要望内容]

事業専従者控除額は勤務実態に基づいた支払額とすべきである。

[要望理由]

青色申告者以外の者である居住者は、給与の支払いの有無にかかわらず事業専従者控除額を必要経費とみなしている。しかし、生計を一にする親族が一般の使用人と同様に勤務している実態があり、その支払いも行われている事実があれば、その支払額の必要経費算入を認めるべきである。

12. 開業年の青色申告承認申請書の提出期限を申告期限とすること【継続】

[要望内容]

開業年における青色申告承認申請書の提出期限を申告期限までとすべきである。

[要望理由]

青色申告の承認の申請は、新たに業務を開始した場合には業務を開始した日から2月以内に申請書を提出しなければならない。しかし、開業時において税制上の規定や届出書類の期限を熟知することは難しく、正しい記帳と申告を喚起するという意味から開業年に限り、その承認申請期限を申告期限までとすべきである。

13. 業務を承継した相続人の青色申告承認申請書の提出期限を相続人の所得税の確定申告期限とすること【継続】

[要望内容]

業務を承継した相続人が提出する青色申告承認申請書の提出期限を、相続人の所得税の確定申告期限までとすべきである。

[要望理由]

相続人の青色申告の承認の申請は、被相続人が白色申告者であった場合は業務を開始した日から2月以内に申請書を提出しなければならない。(被相続人が青色申告者であった場合には、相続開始があったことを知った日から最長で4月以内)

しかし、これらの期間内に業務の承継者を確定させることは困難なことが多いことから、相続という特殊な事情を考慮すべきである。

そのため、相続により業務を承継した相続人の青色申告承認申請書の提出期限は、相続人の所得税の確定申告書の提出期限までとすべきである。

14. 事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例の廃止【削除】

[要望内容]

事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例(所得税法第56条)を廃止すべきである。

[要望理由]

所得税法第56条は、家族構成員間の所得分散による租税回避行為の防止を目的とした規定である。

今日においては、記帳が発達し事業と家計との分離計算が困難とはいえないこと、財産の実質的な帰属は家族単位ではなく個人単位で課税すべきであること、労働等の対価を必要経費に算入できるかの判定が誰に支払うかで決まるのは不公平であることから、所得税法第56条は廃止すべきである。

15. 所得控除における雑損控除の控除順序を最後とすること【継続】

[要望内容]

所得控除の順序は、雑損控除以外の控除から行い、雑損控除は最後に行うべきである。

[要望理由]

所得控除の順序は、所得税法第87条1項において「まず雑損控除を行うものとする」と規定されている。しかし、この制度では基礎控除をはじめとした本来誰しもが認められるべき控除が切り捨てられ

る結果となってしまう。よって、所得控除の順序は雑損控除を最後にすべきである。

16. 災害による雑損失の繰戻還付制度の創設【継続】

[要望内容]

雑損失の繰戻還付制度を創設し、雑損失のうち災害により生じた部分については、繰戻還付を認めるべきである。

[要望理由]

災害により生じた雑損失については繰越控除の制度が認められているが、収入の道が断たれている被災者については、繰越控除制度のみでは十分な支援策とはいえない。

よって、被災した納税者が今後の生活の立て直しを図ることができるよう支援するためにも、雑損失の繰戻還付制度を創設し、過去に納めた税を還付できるようにすべきである。

17. 雑損失の繰越控除の期間を無期限とすること【継続】

[要望内容]

雑損失のうち災害により生じた部分については、繰越控除の期間を無制限とすべきである。

[要望理由]

災害等の臨時突発的かつ不可抗力な事態により担税力の喪失した納税者については、長期にわたり救済すべきであるため、繰越控除は期間を制限せず適用すべきである。

18. 災害により生じた純損失の繰戻還付を白色申告者にも認めること【継続】

[要望内容]

白色申告者についても、一定の場合には純損失の繰戻還付制度を認めるべきである。

[要望理由]

現在の制度では、純損失の繰戻還付制度は青色申告者に限り認められているが、災害により事業基盤が崩壊した事業者は、申告書の種類を問わず早期に事業を再開することが出来ない状況に置かれることが考えられる。よって、白色申告者についても、災害により生じた純損失のうち、少なくとも現行制度において繰越控除が認められている被災事業用資産の損失の金額等については、繰戻還付制度の適用を認めるべきである。

19. 相続等により取得した年金受給権から支払を受ける年金の全額非課税【継続】

[要望内容]

生命保険契約等に基づく年金受給権を相続等により取得した相続人が支払を受ける年金については全額所得税を課税しないものとすべきである。

[要望理由]

相続により生命保険契約等に基づく年金受給権を取得した相続人が支払を受ける年金の支給額のうち「相続税の課税対象となる経済的価値と同一のもの」については、所得税の課税対象とならず、所得税法施行令において課税部分を計算する規定が設けられている。

しかし「相続税の課税対象となる経済的価値」は、総額が確定した年金受給権そのものであり、相続税の課税対象となった年金受給権の「評価額」ではない。「評価額」は相続税の課税対象を定める上での計算結果であり、時価そのものではない。また、解約一時金を時価とする考え方があるが、解約一時金は時価ではなく、年金形式で受け取らない代わりに差し引くことを予め契約者と保険会社との間で約束した内容に基づき計算した結果にすぎない。

よって、確定した年金受給権の総額が相続税の課税対象になったことを踏まえ、その年金受給権に基づき支払を受ける年金については全額所得税を課税しないものとすべきである。

20. 配偶者居住権の合意解除の際に配偶者が受け取る対価の額についての課税の特例の創設【継続】

〔要望内容〕

配偶者居住権につき、一定の事由が生じたことによる合意解除の際に、配偶者が受け取る対価の額に課される所得税については、軽減を図るための特例措置を設けるべきである。

〔要望理由〕

配偶者居住権の存続期間中に、その配偶者が一定の要介護認定又は要支援認定、若しくは障害支援区分の認定を受けて、養護老人ホームへの入所が必要となったことにより、その入所費用や介護費用等に充てるために、配偶者居住権の設定された建物および土地を売却しようとする場合には、配偶者居住権を合意解除する必要があるが生じる。

配偶者居住権を合意解除し、その配偶者が、その解除した建物および土地の所有者から配偶者居住権に相当する対価の額を受け取る場合において、その対価の額につき総合譲渡所得として所得税の超過累進課税が行われると、養護老人ホームへの入所費用や介護費用等に充てるという目的が阻害される可能性がある。

よって、配偶者が一定の要介護認定等を受けて、養護老人ホームへ入所するため、配偶者居住権の合意解除をした場合には、配偶者が受け取る対価の額に課される所得税については、軽減を図るための特例措置を設けるべきである。

21. 事業用不動産の譲渡損益とその他の所得との損益通算及び繰越控除を認めること【継続】

〔要望内容〕

事業用の土地建物等の譲渡損益とその他の所得との損益通算及び繰越控除を認めるべきである。

〔要望理由〕

損益通算制度は、所得の種類を問わず適正な担税力に応じて課税するという課税原則の基本理念を実現するための制度であるにもかかわらず、平成16年度の改正により土地建物等の譲渡損益とその他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止されたため、担税力を失った部分にも課税することになってしまった。このことは、税制の基本原則である応能負担原則に反しており、個人事業者が債務の返済や資金繰りを理由に不動産を売却する上で大きな障害となっている。したがって、事業用不動産の譲渡損益とその他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除を認めるべきである。

22. 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化【継続】

〔要望内容〕

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化について、3.3 億円の特別控除額を引き下げるべきである。

[要望理由]

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化は、合計所得金額が 30 億円以上の者が対象となるが、当該対象者は 200 人から 300 人ほどと少なく、効果は限定的である。

当該税制制定の契機となった「一億円の壁」問題の是正のためには、3.3 億円の特別控除額は過大である。

よって、特別控除額を引き下げるべきである。

23. 物価調整税制の法制化【継続】

[要望内容]

所得税法に物価上昇に連動した恒常的な減税措置を設けるべきである。

[要望理由]

日本経済はここ数年、バブル期より続いたデフレーション経済からインフレーション及び賃金上昇が見込める経済に変わりつつある。

インフレーション下の経済では賃金増加等により名目所得の増加に合わせて課税所得が増加する。また、税率及び各種所得控除が変わらない限り税額も名目所得に比例して増加する。

このため、インフレーションの進行前後でインフレーションの割合だけ税額は増加し、税額が増加した分だけ実質所得は減少するため同じ購買力は保てなくなる。

つまり、インフレーションに応じて税額が増加した場合には「隠れた増税」となり、インフレーションによる構造的な増税は、議会の審議を経ていないという意味で租税法律主義に基づかない増税であり、インフレーションの調整をしない所得税制は違憲と考えられる。

また、諸外国においては、アメリカ、カナダ、オーストラリア、フランス、イギリス等の国々で導入されており、日本でも 1981 年 12 月に「所得税の物価調整制度に関する法律案」としてとりまとめられている。令和 6 年には物価上昇に対応すべく定額減税が実施されたが、制度としても問題が散見され、今後、いつ、どのような判断基準で同様な定額減税が実施されるか不明である。

さらに、急激なインフレーションが発生してから物価調整税制の議論をするのでは対応が遅れ、「隠れた増税」が進行することになる。従ってインフレーションに対して税制が素早く対応する必要性があり、あらかじめ物価の変動に対応した恒常的な減税措置を設けるべきである。

【法人税】

1. 役員給与の原則損金算入【継続】

[要望内容]

役員給与は原則全額損金算入とすべきである。

[要望理由]

会社法においては、従来、商法が規定していた役員賞与の利益処分的性格が否定され、役員報酬及び賞与は役員給与として包括的に規定されることとなった。会計上も職務執行の対価として費用性を認めている。これに対して、法人税法では恣意性と利益調整を排除する観点から、役員給与を原則損

金不算入とし、損金の額に算入される役員給与を①定期同額給与②事前確定届出給与③利益連動給与に限定している。

会社法と税法では理念の相違から、一定の調整が加えられることは理解できるが、役員給与に関する規定の仕方は全く相反するものであり、企業の健全な発展を考えると、見直しが必要である。

見直しの方向性としては、役員給与については損金算入を原則とし、算入されないものを税法に限定列举するといった法の構造の変革が必要である。

2. 退職給付引当金及び賞与引当金繰入れの損金算入【継続】

[要望内容]

労働協約又は就業規則等により退職金や賞与の支給が明確に規定されている法人については、退職給付引当金及び賞与引当金の繰入れについての損金算入を認めるべきである。

[要望理由]

就業規則や退職金規程等が定められている法人においては、一事業年度において認識される将来の退職金負担の増加額は、支出される蓋然性が高く、従業員に対する確定債務的な要素を有しており、当期就業の事実により発生支給される賞与引当金についても同様である。

これらの引当金の繰入れによる適正な期間損益計算を行うことは、「中小企業の会計に関する指針」が求めていることであり、これを課税所得に反映させることは、健全な企業経営にとっても、税収の平準化の観点からも妥当なことである。

3. 貸倒引当金の損金算入を一定の法人に限定する措置の見直し及び貸倒損失要件の法令化【継続】

[要望内容]

貸倒引当金の損金算入を一定の法人に限定する措置を見直すとともに、貸倒損失の計上要件その他については、通達での規定ではなく、法令化を図るべきである。

[要望理由]

現行法では、貸倒引当金の損金算入は銀行、保険会社及び中小法人等に限定されている。

そもそも、貸倒引当金は業種や会社の規模を問わず発生する偶発債務であるから、課税の公平の観点から損金算入を特定の法人に限定すべきではない。特に個別評価金銭債権は、担税力に乏しい金銭債権であるから、かかる債権に対する貸倒引当金を損金算入の対象外とすることは、法人に過大な税負担を強いることになる。よって、貸倒引当金はすべての法人に認められるべきであるから、損金算入を一定の法人に限定する措置を見直すべきである。また、貸倒損失の計上要件その他の事項については、法人税基本通達ではなく、法令で規定することが適切である。

4. 交際費は全額損金算入とすること【継続】

[要望内容]

交際費は原則全額損金算入とすべきである。

[要望理由]

交際費は、正常な企業活動を行うために当然必要とされ、損金性を有するものである。また、常にその効果が考慮されつつ支出される経費であるから、その支出が冗費となるか否かは企業の判断に委ね

られるべきである。

接待・供応・慰安・贈答の相手先等を帳簿に記載することを要件とし、その要件を満たしたものは全額損金算入すべきである。

5. 青色申告承認申請書の提出期限を当期の申告書の提出期限とすること【継続】

[要望内容]

青色申告の承認申請の提出期限については、当期の申告書の提出期限までとすべきである。

[要望理由]

青色申告の承認を受けようとする場合、現在新設法人については、設立の日以後3月を経過した日と、新設後の最初の事業年度終了の日とのうち、いずれか早い日の前日までに申請書を提出しなければならないこととなっている。また、通常の実業年度においては、承認を受けようとするその事業年度の開始の日の前日までに、申請書を提出しなければならないこととされている。しかし、青色申告については正確な記帳により正確な申告を奨励しているものであるから、申告時までには青色申告に必要とされる帳簿書類等が整備できていれば充分であると考えられ、青色申告の承認申請の提出期限は当期の申告書の提出期限とすべきである。

6. 法人税・消費税の申告期限及び納期限を3か月以内に改めること【新規】

[要望内容]

法人税・消費税の申告期限及び納期限を3か月以内とすべきである。

[要望理由]

法人においては、その事業年度終了の日の翌日から起算して3か月以内に株主総会を開催し承認を受けることを定款に定めている場合が多く、実務上も事業年度終了の日から2か月超3か月以内の期間に開催されるのが一般的となっている。

また、法人税の申告書の提出期限についても延長の特例の承認を受けることにより3か月以内とする法人が相当数存在すると考えられる。

さらに、消費税については、いわゆるインボイス制度により事務負担が増加している。こうした実態や適正な決算に基づく申告の実現を図る観点から申告期限を延長し、同時に納期限も申告期限と整合性を図ることが合理的かつ適当である。

【所得税及び法人税に共通する事項】

1. 青色申告者の純損失及び青色申告法人の欠損金の繰越控除の期間を無制限とし、欠損金の繰越控除限度額に係る制限を撤廃すること【継続】

[要望内容]

青色申告者の純損失及び青色申告法人の欠損金の繰越控除の期間は無制限にすべきであり、欠損金の繰越控除限度額に係る制限を撤廃すべきである。

[要望理由]

青色申告書を提出した年分の純損失については3年間の繰越控除期間が設けられており、青色申告書を提出した事業年度の欠損金については10年間の繰越控除期間が設けられている。また、中小法人

等を除き、控除限度額がその事業年度の所得金額の 50%相当額に制限されている。

青色申告者については、純損失の繰越控除期間は 3 年であるのに、増額更正の期間は 5 年である点において現行制度上問題があると考えられるが、そもそも繰越控除期間を制限する理由がない。また、青色申告法人についても、ゴーイングコンサーンを前提とすれば繰越控除期間は無期限とすべきであり、欠損金の繰越控除については制限を設けるべきではない。

2. 一括償却資産の損金算入制度及び中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止し、少額の減価償却資産の取得価額の一時損金算入限度額等を少なくとも 30 万円未満に引き上げるとともに、可能な限りそれ以上の水準へと拡充すること【一部修正】

[要望内容]

一括償却資産の損金算入制度及び中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止すべきであり、少額の減価償却資産及び繰延資産の取得価額の一時損金算入限度額（法令 133、134）を少なくとも 30 万円未満に引き上げ、その後状況に応じて拡充することを検討すべきである。

[要望理由]

取得価額 10 万円以上 20 万円未満の減価償却資産については、一括償却資産の損金算入制度として、3 年間で均等償却により損金算入されることとなっている。

また、取得価額 30 万未満の減価償却資産のうち年間 300 万円までは、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度により、全額損金算入が認められている。

しかし、近年の急速な物価上昇により、従来「少額」とされていた水準が実態と乖離してきており、30 万円未満という限度額ですら、将来を見据えた設備投資においては十分とは言えない状況となっている。

さらに、人手不足や賃上げ圧力が中小企業の経営を直撃しており、事務負担の軽減、設備投資を促進させる見地から上記の取扱いを廃止し、少額の減価償却資産を現行の 10 万円未満から及び繰延資産の一時損金算入限度額を現行の 20 万円未満から、少なくとも 30 万円未満に引き上げ、その後状況に応じて拡充することを検討すべきである。

3. 定額法と定率法の選択適用による減価償却計算の維持【継続】

[要望内容]

定額法と定率法の選択適用による減価償却計算を維持すべきである。

[要望理由]

平成 28 年度改正の建物附属設備及び構築物の定額法による償却への一本化など、減価償却資産の償却方法が定額法へ統一される傾向が強まっている。しかし、事業用固定資産の多くは、通常使用期間において均等に価値が減少するのではなく、使用開始後初期における価値の減少が大きい。定額法による償却は投資の費用化が遅れることになり、設備投資意欲を減退させることになる。

よって、定額法と定率法の選択適用による減価償却計算を引き続き認めるべきである。

4. 社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度の廃止【継続】

[要望内容]

社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度を廃止すべきである。

[要望理由]

医業又は歯科医業を営む個人、医療法人（その年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者を除く）が社会保険診療につき支払を受けるべき金額が年5,000万円以下であるときは概算経費率を用いる「社会保険診療報酬の所得計算の特例」が設けられている。この特例の趣旨は、国民皆保険制度の定着等を支援することにあったと言われるが、既にその目的は達成されていると考えられる。必要経費の額及び損金の額に算入する金額は、実額計算によることが原則であり、申告納税制度を否定する概算経費をあえて存置する理由はなく、課税の公平の見地からもこの特例は廃止すべきである。

5. 法人設立の日の属する月の源泉所得税の納期を翌々月10日とすること【一部修正】

[要望内容]

法人設立の日の属する月の源泉所得税の納期を翌々月10日とすべきである。

[要望理由]

源泉所得税の納期の特例は、法人設立と同時に申請してもその設立月には適用されないが、法人設立の日の属する月の源泉所得税の納期が翌々月10日に見直されれば、その設立月から特例の適用が受けられることとなるため、設立当初に事務負担が大きく資金繰りも不安定な事業者の負担軽減と合理性の観点から適当である。

6. 所得税・法人税における特定の事業用資産の買換えの特例について、一定の条件を満たす場合には届出を不要とすること【新規】

[要望内容]

所得税・法人税における特定の事業用資産の買換えの特例について、一定の条件を満たす場合には届出を不要とすべきである。

[要望理由]

本特例の適用を受けるためには、譲渡資産の譲渡の日又は買換資産の取得の日のいずれか早い日を含む三月期間の末日の翌日から2か月以内に届出書を提出必要がある。

令和5年度税制改正で追加された届出要件の目的は、同一年（法人の場合は同一事業年度。以下同じ。）に多数の不動産を売買している事業者が、売買時には本特例の適用を想定していなかったにもかかわらず、申告時になってその同一年に売買した複数の不動産のうち、要件に合致する譲渡資産と買換資産とを事後的に組み合わせて本特例の適用を受けることを防止することにあった。

しかし、同一年に1回しか不動産を売買していないような個人事業者等の場合、本特例の適用の可否が判明するのは申告期限が近づいてからになるケースが多いため、届出を一定の期限までに提出することが困難な場合がある。

資金力のない個人等にとって、この特例制度が適用できないということは、不動産を売却して得た資金に課税されてしまうことを意味し、新規の資産購入が資金不足に陥ってしまいかねないという非常に理不尽な状況を招く。結果として、制度趣旨に反して、事業用資産の買換えが促進されず、経済波及効果もなくなってしまうことが懸念される。

よって、土地等の売買取引を同一年内に複数行わない場合には、当該届出要件の適用を除外する規定を設けるべきである。除外される取引の例示として「同一年内に、一の資産を譲渡し、その買換え資産として、一の資産を取得した場合等」が考えられる。

【消費税】

1. 納税義務の判定基準を当期の課税売上高とすること【継続】

[要望内容]

当期の課税売上高により納税義務の有無を判定すべきである。

[要望理由]

納税義務の有無の判定は、過年度の課税売上高に基づいて行われている。この判定基準では、当期の課税売上高が多額であっても免税事業者になる場合や、当期の課税売上高が少額であっても課税事業者になる場合が生じるなど、納税義務の判定が当期の事業規模を反映しておらず、極めて不合理である。

また、新規開業の個人事業者や特定新規設立法人以外の資本金 1,000 万円未満の新設法人の場合は、当期の課税売上高が多額であっても納税義務がないという不合理が生じている。

よって、これらの不合理な課税を是正するため、当期の課税売上高により納税義務の有無を判定すべきである。

2. 簡易課税制度選択を申告書記載要件とすること【継続】

[要望内容]

簡易課税制度の選択は、申告書記載要件にすべきである。

[要望理由]

簡易課税制度の適用を受けることができるのは、基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下の小規模事業者だけである。現在は、適用を受けようとする課税期間開始の日の前日までに届出書を提出することになっているが、小規模事業者が将来の経営状況や設備投資計画などを事前に予測して届出書を提出することは極めて困難である。

よって、簡易課税制度の選択を申告書記載要件にすべきである。

3. 簡易課税制度や一括比例配分方式の選択の 2 年継続適用規定の廃止【継続】

[要望内容]

簡易課税制度や一括比例配分方式の選択の 2 年継続適用規定は廃止すべきである。

[要望理由]

簡易課税制度や仕入税額控除の一括比例配分方式を選択した場合などは、2 年継続適用しなければならない。しかし、課税期間は本来 1 年単位であり、特例規定である簡易課税制度から本則課税、または一括比例配分方式から個別対応方式への変更に、2 年継続という規制を設けることは、合理性が乏しい。とりわけインボイス制度によって消費税に不慣れな事業者の申告・納付が増えており、「2 年継続」に伴う不利益の影響は、さらに拡大すると思われる。

以上のことから、簡易課税制度や一括比例配分方式の選択の 2 年継続適用規定は廃止すべきであ

る

4. 届出書の提出期限が適用を受けようとする課税期間開始の日の前日までとなっているものについては、前課税期間の申告書の提出期限とすること【継続】

[要望内容]

届出書（簡易課税制度の選択を除く）の提出期限が適用を受けようとする課税期間開始の前日までとなっているものについては、前課税期間の申告書の提出期限とすべきである。

[要望理由]

届出書の提出期限について、適用を受けようとする課税期間開始の日の前日までとなっているものがある。現行法では、届出書の提出期限は前課税期間の申告書の提出期限より2ヶ月（申告期限の延長をしている場合は3ヶ月）前に到来する。その関係上、前課税期間の確定した決算に基づいて届出書を提出したくても提出できない場合や、前課税期間の決算が確定しないまま、適切な判断ができない状況下で届出書を提出せざるを得ない、といった税務上の判断において困難な問題が生じている。

よって、届出書の提出期限が適用を受けようとする課税期間開始の前日となっているものについては、前課税期間の申告書の提出期限とすべきである。

5. 消費税の非課税取引の範囲を縮小すること【継続】

[要望内容]

非課税制度により仕入税額控除が制限され、消費税課税に歪みが生じているため、非課税取引の範囲を縮小すべきである。

[要望理由]

非課税制度は、本来課税の対象である取引について政策的な見地等から特例的に課税しないこととした制度であるが、課税売上割合の計算上、課税資産の譲渡等に算入しないことから、非課税売上に対応する仕入に係る消費税を事実上事業者が負担することになっている。それゆえ、事業者が負担することになる消費税のうち一定額が消費者へ価格転嫁されることにより、社会政策上の配慮に基づく非課税という本来の趣旨が達成されないという本末転倒な結果となっている。また、価格転嫁されなかった消費税は事業者のコストとなり利益を圧縮している。さらに、近年の消費税率の引き上げが、これらの歪みに拍車をかけている。

あらゆる取引を対象に、広く薄く課税することで、税制の歪みを正し、公平・中立・簡素の3原則を実現していくためにも、非課税取引の範囲をできる限り縮小すべきである。

【相続税・贈与税】

1. 遺言執行費用を債務控除の対象とすること【継続】

[要望内容]

遺言執行費用については相続財産から控除すべきである。

[要望理由]

相続税法第13条、14条の規定により債務控除の対象となる債務は限定されており、遺言執行費用については債務控除が認められていない。当該費用については、被相続人の債務ではないが、相続税は被相続人の純財産に対し課税するのが本来の趣旨であることからすると、相続開始に伴い必然的に発生する費用で故人の遺志を実行する為にかかる費用については相続財産から控除すべきである。弁護士

費用や税理士費用はともかく、遺言執行費用については民法 1021 条の規定において相続財産の負担とされていることから、葬式費用と同様に債務控除を認めるべきである。

2. 納付困難要件の判定における納税者固有財産の除外【継続】

[要望内容]

納付困難要件の判定から納税者固有の財産を除外すべきである。

[要望理由]

金銭一時納付が困難な場合において、延納の許可申請又は物納の許可申請をするときに、延納又は物納の許可限度額の計算上、納期限（又は納付すべき日）までに納付することができる金額は相続財産に納税者固有の財産を加算し、当面の生活費を減算して求めることとされている。しかし、財産税である相続税は本来課税対象となった相続財産そのもので納付を完結すべきであり、納税者固有の財産を含めるべきではない。

よって、納付困難要件の判定から納税者固有の財産を除外すべきである。

3. 財産評価の基本的事項を法律本文で規定すること【継続】

[要望内容]

財産評価は、相続税及び贈与税の課税標準の計算に直接影響を及ぼすことから、「時価」の意義について、その通則を法律で明確に規定すべきである。

加えて、財産評価基本通達 6 項に定める「著しく不適當」の基準やその場合の評価方法を明示し、納税者の法的安定性や予測可能性を確保すべきである。

[要望理由]

相続税法第 22 条では「この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時ににおける時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による」と規定し、「この章で特別の定めがあるもの」として、第 23 条以下で「地上権及び永小作権」「配偶者居住権等」「定期金に関する権利」「立木」に限り、その評価方法を定めている。しかしながら財産評価が、相続税及び贈与税の課税標準の計算に直接影響を及ぼすことを考えれば、「時価」の意義について、その通則を法律で明確に規定すべきである。

現在の財産評価の算定方法は、重要な部分を通達に依存しており、かつ、その 6 項では「この通達の定めによって評価することが著しく不適當と認められる財産の評価は、国税庁長官の指示を受けて評価する」と定めるが、「著しく不適當」の基準やその場合の評価方法が明らかにされていない。租税法律主義の観点からも、納税者の法的安定性と予測可能性確保のため、早期に法定化を実現すべきである。

4. 公正な財産評価が行われるよう評価額の決定手続を整備すること【継続】

[要望内容]

公正な財産評価が行われるよう評価額の決定手続を整備すべきである。

[要望理由]

土地の相続税評価基準の決定について、相続税法第 26 条の 2 に規定されている土地評価審議会は各

国税局の附属機関である。第三者である有識者をメンバーに盛り込むだけではなく、より公正な評価のための第三者機関である協議機関制度を導入する必要がある。

5. 相続財産が相続開始後、申告期限までに評価額が著しく低下した場合の救済措置の規定を設けること【継続】

[要望内容]

相続財産が相続開始後、申告期限までに評価額が著しく低下した場合の救済措置の規定を設けるべきである。

[要望理由]

財産評価は、相続開始時の時価に基づくことを原則とするが、申告期限までに相続財産の評価額が著しく低下した場合には、納税者の担税力も失われているため、原則的な評価方法によることが難しい場合の救済措置を法律上に設ける必要がある。

6. 教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の廃止【継続】

[要望内容]

教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の規定を廃止すべきである。

[要望理由]

この非課税措置の趣旨は、60 歳以上の世代が資産全体の 6 割を保有する中で、こうした資金を若年世代に移転させるとともに、教育資金については、教育・人材育成をサポートするため、結婚・子育て資金については、若年世代の結婚を促し、少子化対策のためとされている。しかし、この非課税措置は、教育資金及び結婚・子育て資金を贈与することができる財産を有する親族をもつ者のみが対象となり、このような財産を有する親族をもたない者は支援を受けることができない不公平な制度である。また、若年世代の結婚年齢が高くなり、少子化が加速しているのは、安心して子供を産み、働くために必要な社会的インフラの未整備に原因がある。

そもそも相続税法第 21 条の 3（贈与税の非課税財産）第 1 項第 2 号に「扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの」は非課税と規定されている。一般家庭で必要に応じて都度贈与する場合は従来の非課税規定で十分である。よって、一部の富裕層に対しての課税逃れである教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は廃止すべきである。

7. 連帯納付義務の廃止【継続】

[要望内容]

相続税・贈与税の連帯納付義務を廃止すべきである。

[要望理由]

相続税法では、租税徴収確保の見地から、共同相続人相互者間などにおいて、互いに連帯納付義務を負うこととされている。平成 24 年度税制改正で相続税に関しては、申告期限から 5 年を経過しているなど一定の場合には、連帯納付義務が一部解除された。しかし、自らの納税義務を履行した者が不意に連帯納付義務を負う可能性が残っている。

相続税及び贈与税は財産を取得した事実に見出し課税するものであるから、他の者が取得した財産について課せられた租税を負担することは、応能負担原則に反するものである。

また、相続税の連帯納付義務については、規定された当時に比べ家族観も多様化しており、相続時精算課税で財産を取得した者が親族でない場合も連帯納付義務が生じることになることから、現状に即している制度とはいえない。贈与税の連帯納付義務については、贈与により財産を失い担税力を見出せないにもかかわらず、租税を負担させるという矛盾が生じる。よって、相続税及び贈与税についての連帯納付義務は廃止すべきである。

8. 物納制度の見直し【継続】

[要望内容]

物納制度について手続きの簡素化と適用要件の緩和を図るべきである。

[要望理由]

平成 18 年度の税制改正で、物納許可基準と審査手順が明確になり、物納審査期間が短縮されたが、その結果として納税者に様々な負担が強いられることとなった。物納の提出書類の厳格さと煩雑さのため、相続開始後から提出期限までにすべての書類を整えることは非常に困難である。

さらに「金銭納付を困難とする理由書」の中で「物納許可限度額」の計算式が導入され、国税徴収法施行令第 34 条の規定から準用して定めた 1 か月あたりの生活費は、全国一律、納税者 1 人 10 万円と同居親族 1 人あたり 4 万 5 千円とされた。この生活費の設定額は滞納者が給料の差し押さえ禁止の基礎となる金額と同額という相当低い設定額であり、地域の物価水準も考慮されていない。

これらのことから多くの納税者が物納申請を断念せざるを得ず、税制改正以降、国税庁が公表している物納申請件数は、平成 18 年度が 1,036 件であったのに対し、平成 19 年度は 383 件、令和 5 年度は 23 件となっている。平成 27 年から相続税の基礎控除の引下げが施行され、相続税の申告件数が大幅に増加しているところ、現行の物納制度は納税者にのみ負担を強いる利用しにくい制度となっているため、手続きの簡素化と適用要件の緩和を早急に図るべきである。

9. 相続税の更正の請求の特則事由に、相続開始後に一定の事由が生じた保証債務を追加すること【継続】

[要望内容]

相続により承継した保証債務で相続開始後に債務の履行義務が生じ、かつ求償権の行使が不能となったときは、相続税の更正の請求の特則事由に該当するものとすべきである。

[要望理由]

相続税法の債務控除は相続開始の際現に存するものとされており、相続開始時に債務の履行義務が生じておりかつ求償権行使不能の状態にある保証債務以外は債務控除の対象とされていない。

相続により承継した保証債務が、相続開始後に主たる債務者が弁済不能の状態となり保証人が債務の履行をしなければならない場合で、かつ、主たる債務者に求償権を行使しても返還を受ける見込みがない状態であるときは、相続税の更正の特則の事由になっておらず、その債務の履行についての救済措置が設けられていない。

債務の履行義務かつ求償権の行使不能の時期が異なることで、相続税の負担が異なることは、担税力

に即して公平に配分されなければならないという、租税公平主義の原則が歪められていることになる。

よって、相続開始後に債務の履行義務が生じ、かつ求償権を行使できないこととなった保証債務については、相続税の更正の請求の特則事由に該当するものとして、相続税の更正の請求が認められるべきである。

10. 社長借入による貸付債権について担税力に見合った評価基準を定めること【継続】

[要望内容]

実質的に回収不能と考えられる債権の評価について、担税力に見合った評価基準を定めるべきである。

[要望理由]

被相続人が役員又は株主であった法人に対して自ら貸し付けた債権は、相続財産として原則元本により評価される。社歴の長い中小企業においては、こうした期限切れの欠損金に対する社長借入金が高額になり、実質的に回収不能である場合も多い。まして被相続人の死亡により法人の事業継続が困難となる場合も想定され、社長借入金を通常の債権と同一視することは適当でない。債権の回収不能部分に相続税を課税することは、時価評価を規定している相続税法第 22 条に違反する。

したがって、財産評価基本通達により株式の純資産価額を評価した場合の負債合計額が、資産合計額を超える部分の金額を貸付債権の元本から減額（貸付債権の元本の金額を限度）するなど、担税力に見合った客観的な評価基準を明確に定めるべきである。

11. 課税方式を法定相続分課税方式から遺産取得課税方式へ変更すること【継続】

[要望内容]

相続税の現行の課税方式である法定相続分課税方式は、課税の公平性が保たれないことや、各種特例による税負担の軽減の効果が本来の対象者以外にも及ぶことなど、課税上重要な問題を内在している。これらの問題を解消するため、遺産取得課税方式へ変更すべきである。

[要望理由]

我が国の相続税の課税方式は、昭和 33 年度（1958 年）の税制改正により遺産課税方式から法定相続分課税方式に変更され現在に至っている。法定相続分課税方式が採用されたのは、当時の経済社会状況において、遺産分割の慣習が定着しておらず、税負担を軽減するために仮装して恣意的な分割が行われていたことなどにある。現在は経済社会状況の大きな変化により、遺産分割の慣習は定着し、採用当初の問題はほぼ解消されているにもかかわらず、課税方式は変更されていない。

平成 20 年度（2008 年）の税制改正要綱の中で、新しい事業承継税制の制度化に伴い、遺産取得課税方式に改めることを検討するとの記載があるが、その後の税制改正大綱でも取り上げられることはなく、今日に至っている。

現行の法定相続分課税方式の一番大きな問題点は、各相続人等の相続額に応じた課税が行われていないため、相続人等の間の水平的公平性が損なわれている点にある。その他、各種特例による税負担の軽減の効果が本来対象とする相続人以外にも及ぶことや、一人の相続人による申告漏れにより、他の共同相続人にも追徴課税が生じること、連帯納付義務などの問題も生じている。

一方で、遺産取得課税方式は、遺産そのものではなく、遺産を取得した各相続人等の利得に課税する

ことから、上記の問題は解消され、担税力に応じた合理的な課税、富の集中抑制、平等原則の下における課税の実現を図ることができる。よって、相続税の課税方式を遺産取得課税方式に変更すべきである。

12. 相続税の生前贈与加算の対象期間を3年間に戻すこと【継続】

[要望内容]

暦年課税贈与をした場合における相続税の生前贈与加算の対象期間について、相続開始前3年間に戻すべきである。

[要望理由]

令和5年度の税制改正により暦年課税贈与をした場合における相続税の生前贈与加算の対象期間が従来の3年間から7年間に延長された。

この制度の目的は、相続人による相続開始直前の駆け込み贈与を抑止することであることから、従来通り3年間の持ち戻しで充分である。また、過去7年間の贈与について預金履歴を確認するなどしなければならず、納税者に負担をかけるだけでなく、申告漏れを生じさせるおそれがある。

13. 暦年課税贈与をした場合における相続税の生前贈与加算の見直し【継続】

[要望内容]

暦年課税贈与をした場合における生前贈与加算により相続税の課税価格に加算する金額は、贈与税の課税課価格から基礎控除額110万円を控除した残額とすべきである。

[要望理由]

令和5年度税制改正により相続時精算課税を選択した受贈者は、相続時精算課税選択後の贈与については、贈与により取得した財産の価額から110万円を控除した残額を相続税の課税価格に加算することとなった。

暦年課税贈与を行った受贈者との公平性を確保するため、暦年課税贈与をした場合においても、生前贈与加算により相続税の課税価格に加算する金額は、贈与により取得した財産の価額から110万円を控除した残額とすべきである。

14. 特例措置の法人版事業承継税制を恒久化すること【継続】

[要望内容]

特例措置の法人版事業承継税制について、期間を限定することなく恒久化し、各種届出や手続を簡素化すること。

[要望理由]

特例措置の法人版事業承継税制は、団塊世代を中心に多くの経営者が事業承継のタイミングを迎えようとしている状況において、円滑な事業承継が出来なければ中小企業の大量廃業による労働者の大量失業が危惧され、ひいては日本経済の衰退に繋がってしまう虞がある等の理由から期間を限定して導入された。

しかし、団塊世代後の各世代においても少子化による人口減少の傾向は変わっておらず、中小企業が国内労働者の約70%に当たる雇用を確保している現状に鑑みれば、今後も税制を通じて円滑な事業承

継を支援する必要があることは自明であることから、特例措置の法人版事業承継税制を恒久化すべきである。また、各種届出や申告手続を簡素化することで、利用しやすい制度にすべきである。

15. 相続時精算課税適用不動産についても小規模宅地等の特例適用【継続】

〔要望内容〕

相続時精算課税適用不動産についても小規模宅地等の特例の適用を認めるべきである。

〔要望理由〕

小規模宅地等の特例については相続又は遺贈により取得したものにつき適用があるが、相続時精算課税の趣旨からすると直系卑属に対する財産の早期移転により経済の活性化に寄与することを目的としているが、贈与である為小規模宅地等の特例については適用できない。そのため相続時精算課税の利用が進まない側面もあるため、相続時精算課税で取得した不動産についても小規模宅地等の特例の適用を認めるべきである。

【国税通則法・納税環境整備】

1. 任意の税務調査について全ての場合に書面による事前通知をすること【継続】

〔要望内容〕

任意の税務調査の事前通知は全ての場合において書面にて行うべきである。

〔要望理由〕

国税通則法第 74 条の 9 は、税務調査の事前通知を行うことを規定しているが、例外として国税通則法第 74 条の 10 に事前通知を要しない場合について規定している。しかし、任意の税務調査は、犯則事件のための調査や滞納処分のための調査とは異なり、納税者の協力によって行われるものであるため、全ての場合において事前通知を行うべきである。特に反面調査については、同じ質問検査権の行使である税務調査でありながら、法律上は事前通知の対象から除かれている。

しかし、税務調査手続きに関する FAQ（一般納税者向け）では、「反面調査の場合には、事前通知に関する法令上の規定はありませんが、運用上、原則として、あらかじめその対象者の方へ連絡を行うこととしています。」とされており、この措置を立法化すべきである。

【その他】

1. 印紙税の廃止【継続】

〔要望内容〕

課税の公平の観点から印紙税課税は廃止すべきである。

〔要望理由〕

印紙税は、経済取引により生じる経済的利益に担税力を求め課税する流通税であると言われている。これは経済取引において作成される課税事項が記載された文書に対して課税されるものである。

近年 IT 化の進展により電子決済、ペーパーレス化等が進んでいるが、同じ契約内容にも関わらず紙媒体か電子媒体かにより課税の判断が異なるのは不公平である。

よって、課税の公平の観点から、印紙税課税を廃止すべきである。

2. 外形標準課税の中小企業への適用除外【継続】

[要望内容]

外形標準課税の中小企業への適用は引き続き除外すべきである。

[要望理由]

事業税の外形標準課税は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化、経済構造改革の促進などを目的として資本金の額1億円超の法人を対象として導入された。しかし、現在、外形標準課税の適用を中小企業にまで拡大することが検討されている。

大企業と比較すると財務基盤も弱く欠損法人割合も高いなど、担税力の弱い中小企業にまで外形標準課税を適用することは、多くの中小企業の経営を圧迫することになる。

また、外形標準課税の「付加価値割」は、人件費が計算の基礎となっており、大企業と比較すると労働分配率が高い中小企業に外形標準課税が導入された場合には、人件費の削減や新規雇用の抑制につながり、我が国の雇用の安定化、経済の発展を阻害することになる。

よって、外形標準課税の中小企業への適用は引き続き除外すべきである。

3. 法人事業税・住民税も欠損金の繰戻し還付を認めること【継続】

[要望内容]

法人が国税において欠損金の繰戻し還付の適用を受けた場合においては、地方税でも同様に繰戻し還付を受けられるようにする。

[要望理由]

中小企業の財務基盤の弱さを鑑みると、黒字から1年で赤字に転じた状況から致命的な資金の欠乏に繋がりやすいことから、地方税からも配慮が必要である。

4. 個人事業税の課税客体の見直し【継続】

[要望内容]

個人事業税の法定業種の限定列举を廃止し、すべての事業を課税客体とし、税率についても見直しをすべきである。

[要望理由]

個人事業税の課税客体は、法定業種に限定列举されている。法定業種に列举されていない事業者は、事業性の有無にかかわらず課税がなされていない。これは、事業税の沿革が明治11年に導入された営業税の流れを踏襲してきたことに起因し、今日の社会経済の状況から、特定の事業者が法定業種から除かれていることに合理性はない。

すべての事業者が事業を行う際に地方公共団体の行政サービスの提供を受けており、これらの行政サービスに係る必要な経費は事業者が担税力に応じて負担すべきである。課税客体から特定の事業を除外することは、課税の公平を阻害する。

また、時代の変遷とともに、ユーチューバーやアフィリエイターなどの新しい形態の事業が発生し、事業形態の多様化や複雑化が進んでいる。これらの多様な事業形態について法定業種に該当するかどうかの線引きをすること自体に、その意味が薄れていると言える。

よって、税負担の公平を図る観点から、法定業種を限定列挙することを廃止し、すべての事業を課税客体としたうえで、事業区分ごとの税率についても見直しをすべきである。

5. 所得金額が2千万円を超え、かつ、合計額3億円以上の財産を持つ場合等の財産債務調書の提出義務の廃止【継続】

[要望内容]

所得金額が2千万円を超え、かつ、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する場合の財産債務調書の提出義務は廃止すべきである。なお、廃止に至らない場合においても、提出対象者・提出期限については見直すべきである。

[要望理由]

財産債務調書は納税者において正確な所得計算のために資産・負債面からの確認が必要なことや、税務当局の調査の正確を期するうえにも役立ち、更には相続税等の資料としても有効であることが考えられている。しかし、課税標準および税額を納税者が計算し申告する申告納税制度においては、その計算の正確性の確保は納税者自身が行うべきである。提出理由や必要性がない情報の提出をいたずらに求めるのは民主的な申告納税制度の趣旨に反すると言わざるを得ず、早急に廃止すべきである。

6. 償却資産に係る固定資産税における免税点方式の変更および課税対象の見直し【一部修正】

[要望内容]

償却資産税は免税点方式ではなく控除方式とし、その年の課税標準から300万円を控除すべきである。また、30万円未満の少額の減価償却資産については、課税対象から除外すべきである。

[要望理由]

国税においては、経済の発展を図るため、設備投資の促進を目的とする多くの税制支援措置が取られている。一方、償却資産に係る固定資産税については、平成28年度税制改正において中小法人等が取得した一定の機械装置に係る償却資産税について減税措置が導入されたものの、十分な措置とはいえない状況である。現行の免税点方式では、課税標準150万円以下の事業者について償却資産税が課されない結果となっているため、公平性の観点から、控除方式に変更した上でその年の課税標準から300万円を控除した金額に税率を乗じて税額を計算すべきである。

また、30万円未満の少額の減価償却資産については、法人税及び所得税で費用化を認めているにもかかわらず、償却資産税については課税対象とされているため、実務上の処理が非常に煩雑なものとなっている。よって、取扱いの統一化を図るべく30万円未満の少額の減価償却資産については、償却資産税の課税対象から除外すべきである。

7. 個人住民税の基礎控除等の引き上げ【一部修正】

[要望内容]

基礎控除、扶養控除、配偶者控除（以下「人的控除」という。）は、所得税と同様に控除額を引き上げるべきである。

[要望理由]

所得税と住民税の人的控除額は共に最小限度である生活保護基準を上回るものとして規定されるべきであることから、所得税と同様に控除額を引き上げるべきである。

8. 個人住民税の申告不要制度創設【継続】

[要望内容]

給与所得者の給与以外の所得が20万円未満である場合等における個人住民税の申告不要制度を創設すべきである。

[要望理由]

所得税においては、給与所得者の給与以外の所得が20万円未満である場合や公的年金等の収入金額が400万円以下で公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円未満である場合には申告不要を選択できるが、個人住民税の申告義務は免除されないため納税者の混乱を招いている。申告納税手続きの簡素化、少額不追及の観点から、個人住民税についても申告不要を選択できるようにすべきである。

9. ふるさと納税制度の廃止【継続】

[要望内容]

ふるさと納税制度を廃止する。

[要望理由]

個人住民税は、地方自治体が行う住民に地域の公共サービスに必要な経費を、住民が個人の担税力に応じて広く負担するものである。

ところがふるさと納税の現状を見ると、多くの国民が単に返礼品をもらいたいという目的から地方の自治体へ寄付を行うため、返礼品の種類や実質返礼率により、自治体間の税収格差が生じている。また、寄付を受けた自治体も返礼品の費用負担があるため、寄付受領額の約3割が実質的に自治体の税収とならないだけでなく、事務処理やポータルサイト掲載費用など新たな負担も生じせしめている。

このような現状では、国民は個人住民税のそもそもの意義を見失い、寄付や納税と称して単に消費活動を行っているに過ぎず、納税意識を高めることには繋がらない。税収も全体で見ると返礼品や関連コストの分蚕食されてしまうことから、ふるさと納税制度は廃止すべきである。